

特記仕様書

1. 業務名

ストックマネジメント計画に伴う点検調査業務

2. 適用範囲

本仕様書は、交野市下水道施設ストックマネジメント実施方針に基づいた、管路施設内テレビカメラ点検を実施する際の特記事項とする。

管路施設内点検は、詳細なテレビカメラ調査の必要性の高い箇所を選定、対策の緊急度の高い箇所の発見を目的とする。

3. 業務の対象

- (1) 位置 交野市内
- (2) 業務量 約17km（3か年）（調査含む）

4. 点検業務

本業務においては、本管の不具合箇所等異常箇所を把握するため、直視型カメラによる管路内点検を実施する。なお点検前の事前洗浄は実施しない。

- (1) 現地調査は、日曜日、祝日、年末年始を除く、平日及び土曜日とする。また、工期を厳守すること。
- (2) 管路内点検は、管径 $\phi 600$ mm以下の路線については直視型カメラを使用すること。
- (3) テレビカメラ等の調査用機器は、常に点検し十分整備をしておくこと。
- (4) テレビカメラヘッドを管中心にセットし、管内径が変化するごとに調整し、管路内の撮影を行うこと。
- (5) 管路内点検は、本管管口から管路内走行までを連続撮影し、ディスクなどの媒体に記録すること。
- (6) 撮影に当たっては、適正かつ鮮明な画像を確保するよう努めなければならない。
- (7) 判定基準については、別紙判定基準表を標準とする。
- (8) 点検路線のマンホール蓋についても、腐食や摩耗等の有無を併せて点検し蓋の表裏の写真を撮影すること。
- (9) 業務遂行上発生した渉外事項の内、軽微なものについては受注者において処理するとともに、その内容は、克明に記録し速やかに監督職員へ提出すること。

6. 不測の事態の対応

受注者は、交通量が多い場合、流量（水量）が多い場所や堆積物が多く調査困難の場合の

対応については、発注者と協議すること。

7. 安全管理

受注者は、作業に先立ち、調査内容や安全管理について調査計画書を発注者へ提出すると共に、その内容を遵守し、作業に当たらなければならない。また、作業中において既設人孔その他の地下構造物に出入りする場合は、事前に有害ガス濃度測定やその構造について確認すると共に、地上並びに管内から常時監視等常に連絡できる体制を確立しておかなければならない。

- (1) 路上作業を行う場合は、所轄警察の道路使用許可書を取得し、作業中は携帯し、その条件を遵守しなければならない。
- (2) 作業中は、常に気象情報等に注意を払い、必要に応じ保安上十分な措置を講じなければならない。なお、大雨、洪水、暴風警報が発令された場合には、直ちに作業を中止すること。また、作業再開については、警報解除後、安全を確認した上で再開すること。
- (3) 作業中に事故が発生した場合は、直ちに作業を中止し応急措置を講じること。また、調査計画書の緊急連絡体制に基づき、直ちに関係機関等に連絡し、その指示に従い、被害の拡大防止に努めなければならない。
- (4) 調査に伴う交通誘導警備員や監視人については、適切に配置しなければならない。

8. 打合せ

本業務の打合せ及び協議事項（電話等含む）は、打合簿に記録し速やかに監督職員へ提出するとともに、成果品へ添付すること。

9. 成果品

提出する成果品の部数は、下記のとおり整理すること。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 報告書（全体概要版） | 2部 |
| (3) 調査箇所写真帳 | 2部 |
| (4) 調査結果図面等 | 2部 |
| (5) 本業務点検記録媒体（CD 又は DVD） | 2組 |
| (6) その他監督職員が指示するもの | 2部 |